

2013年11月5日

厚生労働大臣殿  
経済産業大臣殿  
文部科学大臣殿  
原子力規制委員会委員長殿  
総務大臣殿  
防衛大臣殿

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日頃のご活躍に敬意を表します。

福島第一原発事故から2年余りが経過しました。

いわゆる「緊急作業従事者」の長期的健康管理対策について、国が当初計画した通りには進んでいないこと、以前から危惧されてきたタンクの水漏れが明らかになってきたことなど、事故がまだまだ終わっておらず、とりわけ労働者の安全衛生対策が全く不十分であるという極めて残念な状況が続いています。

しかし、安倍首相は、9月の国際オリンピック委員会総会で「汚染水は完全にブロックされている」、「健康問題は今までも、現在も、将来も全く問題ないと約束する」と宣言し、原発の海外輸出、国内での原発再稼働に向け動きを進めていることは由々しき問題であります。

率直な意見や情報交換と、問題解決のためのよりよい制度、施策を実現するために、下記の通り申し入れます。

なお、お互い貴重な時間を使った有益な話し合いを進めるために、事前の文書回答をよろしくお願い致します。

記

## 1 福島第一原発などにおける労働相談の充実に向けて〈厚生労働省〉

この間の回答は、既存の相談窓口以外に新たな取り組みについては考えていないという消極的なものであった。例えば、厚生労働省が9月1日に実施した「若者の「使

い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談」のように、適切な企画と宣伝をすれば、多くの問題を集約できるはずである。

- ① 原発作業員、除染作業員、事業者向けの労働相談フリーダイヤルを設置すること

## **2. 福島第一原発の事故収束作業における災害防止、被ばく防護対策のための安全衛生活動の徹底と原子力事業者の安全衛生責任の強化について<厚生労働省>**

この間、タンクからの汚染水漏出や汚染水処理装置のズサンな配管工事による作業員の被ばく事故が発生している。台風や集中豪雨の影響もあり、汚染水処理対策の作業環境は劣悪化し、高線量汚染水による被ばくが避けられない状況になっている。東電による場当たりの事故処理対応の結果、作業員の安全確保、災害防止対策、被ばく防護対策がなおざりにされている。

- ① 国が主導して東電、元請、下請事業者と福島第一原発の安全衛生推進機関を設置し、福島第一原発の場内での安全パトロール、災害防止対策、被ばく防護対策に徹底して取り組むこと。
- ② 安衛法における事業者とは、「事業を行う者で、労働者を使用するもの」であり、原子力施設等においては、当該放射線業務に従事する労働者を直接指揮命令する事業者と所与の義務が生じる。これに対し原子力事業者については、安衛法第 29 条の元方事業者に該当する場合があります。原子力施設が製造業に該当する場合には安衛法第 30 条の 2 の元方事業者にも該当、さらに請け負った事業が建設業にあたる請負事業者は、安衛法第 30 条の特定元方事業者に該当するが、原子力事業者等は、直接に放射線業務に従事する請負人の労働者についての安衛法上の措置に関する義務を負うことはない。平成 24 年 8 月 10 日基発 0810 第1号「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」では、これらの安衛法の規定とは別に、「安全衛生統括者」や「放射線管理責任者」の選任など、新たな措置を原子力事業者等に課している。これらの新たに設定された個々の措置は、安衛法に直接の根拠条文はなく、明確な義務とされているものではないと考えられる。放射線業務の特殊性と重層的な下請構造の存在という原子力施設の特徴にかんがみ、これらの義務は法律に直接の根拠を持つ措置義務とするため、法律の改正をすべきと考えるがどうか。

## **3 福島第一原発の事故収束作業に従事する労働者の被ばく線量管理をはじめとする労務管理の一元化について<経済産業省><厚生労働省>**

2013 年 7 月 5 日に厚生労働省は、「東京電力福島第一原発緊急作業従事者の内部被ばく線量の再評価結果」として、元請事業者による評価値と、東電の暫定評価値に一定のかい離があり、線量の修正を指示した。東京電力は、よこはまシティユニオンという労働組合の要求に対して、自社の方法が国に認められたとしたうえで、「線

量評価は各企業が行うことであり、他社の内部事情は知らない」と開き直りとしか思えないような回答をしている。また、雇用主ではない業者からの指示があることや、労働条件が明示されていないことを個人へのアンケートで把握しながら、その対策はすべて元請任せにして、さらには「国土交通省の行っている建設業への社会保険未加入問題への取り組みと同じで時間がかかる」などと、やはり自らの責任を放棄した態度に終始している。

- ① 事故収束作業に従事する労働者の被ばく線量は3・11以前と比べれば、1年間の線量を1か月で被ばくしている状況が続いており、労働者の健康、雇用問題への影響を深刻に受けとめるべきである。国の責任において、被ばく線量管理を一元化すること。
- ② 国及び東電が策定した中長期ロードマップは汚染水処理問題等で破綻しつつある。今後、事故収束・廃炉作業に従事する作業員、技術者等の要員確保に関する見通し及び計画を具体的に明らかにすること。
- ③ 労働者派遣法ないしは職安法違反や、労働条件明示が十分ではない。偽装請負、違法派遣を排除し、労働者の労働条件確保、待遇改善全、労働者の雇用確保をするために、国が作業員の雇用、労働条件等を一元的に管理する仕組みを導入すること。

#### **4 緊急作業に向けた法整備について<原子力規制庁><総務省消防庁><防衛省><厚生労働省>**

原子力規制庁放射線対策課の田口氏は、2013年6月20日の交渉の際に、福島第一原発のような事故、例えば水素爆発などが起きたときに、どういう状況になってどういう被ばく防止対策が必要か、どのくらいの人数が必要なのかなどは議論するのは難しいなどと述べた。しかしながら、放射線審議会が平成23年1月に公表した第二次中間報告は、まさにそのことを議論して、対策を講じることを提言しているのである。一方で同課の北村氏は、第二次中間報告の内容を各法令の所轄官庁が検討するフェーズに入っていると思うなどと述べたが、実際には、どこの省庁でも全く検討されていない。

- ① 原発事故時の緊急作業については、現行法制度の下では対応不能になる状況もあり得ることを踏まえて、労働者はもとより、消防、警察、自衛隊員等の生命や健康の安全、権利が十分守られた対応が可能になるような法制度、施策の検討を行うこと。
- ② 原子力規制委員会は前項①について政府に勧告すること。また各省庁の作業の進捗状況を報告させること。

## 5 福島第一原発における緊急作業従事者等の長期的健康管理 <厚生労働省>

2013年8月9日の厚生労働省の発表によると、緊急作業従事者の健康管理のために作られた現職者のデータベース登録率が眼の検査結果が12.9%、がん検診等の結果は70.9%、離職者等に対する眼の検査結果の報告率は38.3%、がん検診等の結果は46.7%に過ぎないことが明らかになった。そもそも在職中は事業主の責任、退職後は国の責任という制度設計に大きな無理があったことは明らかである。

- ① 緊急作業従事者の長期健康管理については、事業主の責任と重複することを厭わず、国が責任をもって行うように制度設計し直すこと。
- ② 8月9日に行った事業者への指導に対する改善結果を明らかにすること。
- ③ 長期的健康管理制度の対象者を、事故収束・廃炉作業に従事する全ての作業員に拡大し、登録証を発行すること。
- ④ 被ばく線量にかかわらず、事故収束・廃炉作業に従事する全ての作業員に手帳を交付し、眼の検査、がん検査を実施し、その結果をデータベースに登録すること。
- ⑤ 緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況（2013年8月9日発表）及び福島県内の放射線業務従事者等に対する健康診断の実施状況（2013年9月20日発表）につき、被ばく線量分布ごと（5mSv、5～20mSv、20～50mSv、50～100mSv、100mSv超）の各検査の有所見率がわかるデータを作成し公表すること。また長期健康管理の相談内容のうち、「被ばくと健康影響について（延べ102件）内訳（現在の健康状態と被ばくとの関係56件）（現在の健康状態について労災適用の可能性24件）（その他22件）」を、本人が特定できない範囲で、相談ごとの具体的な内容（事業場、作業内容、被ばく線量、健康状態など）及びそれに対する回答内容を集計し公表すること。また相談者に対する質問事項などの相談対応の形式を公表すること。
- ⑥ 安倍首相は2013年9月9日の「国際オリンピック委員会総会」において「健康問題については、今までも現在もそして将来も、全く問題ないということをお約束いたします」と発言した。厚生労働省としてこの発言に対してどのように考えているのか。少なくとも「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」の趣旨「通常の放射線業務の被ばく上限を超える線量を被ばくした労働者については、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため(略)適切な長期的健康管理を実施」している現状と矛盾しており、なにより東電原発事故の収束作業や除染作業に従事し健康問題に直面していかざるを得ない労働者のことを何ら考慮しない軽薄な発言である。厚生労働省としての見解を明らかにすること。

## 6 被ばく線量管理制度の改正と健康管理手帳<厚生労働省><経済産業省><原子力規制委員会>

原発で働く労働者に限らず、放射線管理記録について、事業主や放射線影響協会に任せるのではなく、むしろ国の積極的な一元管理が求められている。健康管理についても、下請け重層構造、有期雇用が厳然と存在することをふまえて、事業主に任せるのではなく、それを補填する形で、国が積極的に関与するべきである。

- ① 放射線管理記録を国が一元的に登録・管理する制度を構築し、放射線管理手帳を国が発行するようにすること。
- ② 雇用関係があいまいであるケースが見受けられる現状をふまえて、在職中も離職後も使える「特別健康管理手帳」を新設すること。
- ③ 現行労働安全衛生法の健康管理手帳に放射線業務を追加すること。放射線被ばくした全ての労働者及び福島第一原発で働いた労働者全員に離職時に交付すること。

## 7 放射線障害の労災認定について<厚生労働省>

原発で働いて放射線に被ばくしたために労災認定された人はあまりにも少ない。晩発性障害があまり知られていないことや、潜伏期間の長いことなどが原因と思われる。まずは実例を具体的にあげて紹介することが、本人や遺族の認識を高めることになる。

- ① 原発やその他の事業場で放射線被ばくして晩発性障害で労災認定された事例について、本人特定ができない範囲で、できるだけ詳しく情報開示すること（作業内容、被ばく期間、病名、発症までの期間など）。

## 8 メンタルヘルス対策について<厚生労働省>

東京電力の取り組みは、あくまでも専門家に相談すること、管理者の教育に偏っている。それらもちろん必要であるが、まずは実態を把握することが重要である。労働法違反も、労働者へのアンケート調査が非常に有効であった。

- ① 福島第一原発で働く労働者全員に対して、ストレス調査を実施すること。

## 9 内部被ばく評価について<厚生労働省>

- ① 事故前にはあり得なかった内部被ばく状況にあることをふまえて、WBC による内部被ばく線量をすべて記録するよう東電を指導すること。
- ② 事故後のすべて作業員の行動記録の調査を徹底すること。
- ③ 東京電力に対して内部被ばく線量の算定、評価方法を公表させること。
- ④ 世界保健機構（WHO）、国連科学委員会の今回の報告に基づき、再度作業員の内部被ばく線量を評価し直して対策を講じること。